

法学教育と裁判員

Legal Education and Lay Judge

吉田 雅章

Masaaki YOSHIDA

はじめに

以前、拙稿「大学院におけるFD（授業改善）」（経済理論380号117頁以下）において、裁判の傍聴と法学教育に関して次のように論じた。すなわち、平成21年より導入された裁判員制度は、一般国民の司法参加を促すもので、導入決定の少し前から、法学教育に関する国民全体の意識が高まってきている。裁判の傍聴をする人も増えてきている。実際、ほとんどの地方裁判所で、最初の裁判員裁判の際に傍聴希望者が多かったために、抽選で傍聴人が決定された。20歳以上であれば、特別な事情がある場合を除き、誰でも裁判員になる可能性があり、マスコミでも大々的に取り上げられ、法学部や法学研究科以外の大学生や大学院生でも裁判員には興味を持っていた。そして、希望者に限定してではあるが、法学関係の科目の受講学生に対して、実際の裁判傍聴や、裁判所や日弁連などが開催しているイベントへの参加とそのレポートを求めた。その際、必ずと言って良いほどに、通常の講義に出ているよりも斬新で臨場感があふれているという感想をもらった。具体的には、刑事裁判に関して、現実味があることと、手錠・腰紐をされている被告人の姿を見て、衝撃を受けるとともに、自己の過去の行動を振り返ることが大きな収穫になったというコメントをもらった。なお、民事裁判は大半が書面の取り交わしだけのため、学生には勧めていないが、学生の方から離婚裁判を傍聴したいと申し出てきたり、裁判所事務官採用試験を受けたいと言う者が出てきた。また、和歌山地方裁判所や和歌山弁護士会等が開催するイベントへの参加を勧めても好評であった。このように大学のキャンパス外の場所へ行き、受講学生の心に響く裁判の傍聴やイベント参加は、フィールドワークを利用した法学教育の改善である。

前稿以降も、裁判の傍聴が法学教育に極めて有効で、裁判員となる事前経験としても想定外に有益であるという点についての考えは変わらない。大学院生や学部3年生・4年生を対象とした裁判傍聴のコメントを掲載した前稿とは異なり、後述するように、大学1年生を対象とした裁判傍聴の意見や感想を中心とする本稿でも大きな変化は感じられないからである。

ただ、種々のメディアで取り上げられているように、公職選挙法の一部改正（平成28年6月19日施行）によって、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた際、少年法について必要な措置を講ずるまでの間、18歳及び19歳の者は裁判員の職務に就くことができないこととされて

いたところ、令和3年5月の少年法改正により、この暫定的措置が撤廃され、18歳及び19歳の者も裁判員の職務に就くことができるようになり、実際に裁判員に選任されるようになるのは、令和5年からとなった。後述するように、マスコミで疑問が出されているが、本稿も裁判員の年齢引き下げには、法学教育の必要性、とりわけ裁判傍聴のようなフィールドワークの重要性を感じる。その根拠は、裁判を傍聴した大学1回生の生の声であり、後述のコメントにも垣間見られる。以下においては、ネット上で裁判員の年齢引き下げに批判的な主張を展開した読売新聞オンライン（2022年3月1日閲覧 <https://www.yomiuri.co.jp/national/20211023-OYT1T50081/>）と、全国紙で裁判員の年齢引き下げに批判的な記事を掲載した朝日新聞（2021年12月8日朝刊29面）、社説で裁判員の年齢引き下げに批判的な意見を表明した河北新報（2022年3月1日閲覧 <https://kahoku.news/articles/20220113khn000005.html>）を紹介する。その後で、経済学部1回生の裁判傍聴に関する自由コメントを掲載する。

裁判員の年齢引き下げに対するマスコミの反応

読売新聞

タイトルは、「裁判員18歳 いつの間に…国会議論ほぼなく、少年法改正で来年度から」で、「説明不十分」「法教育必要」の声という見出しも出されている。

専門家として、大城聡弁護士の「裁判員は、市民の参加によって成り立つ制度。国は、なぜ引き下げが必要なか理由を説明し、社会で十分議論するべきだった」という指摘を掲載している。

不安と期待という見出しの下、17歳・高校生の「社会経験がなく、裁判もよくわからない。人に刑罰を科す判断をできるのだろうか」という心境と、16歳・高校生の「人の一生を左右する裁判に参加し、悲惨な証拠を目にすることに不安はあるが、人生の良い経験になる」という期待を掲載している。

元東京高裁部総括判事の角田正紀・日大法科大学院客員教授の指摘は「改正少年法が『特定少年』と位置づける18、19歳に、裁判員制度では成人と同じ職務を負わせるべきか、慎重な議論が必要だった」とした上で、「裁判員は裁判官と意見交換して結論を出す。話し合いで意思を形成することは有意義な経験になるはずで、法曹界は刑事裁判や裁判員の役割を知ってもらうため、法教育をさらに充実させる必要がある」と述べているそうである。

さらに、「学生の参加増 期待も」という見出しの下、裁判員法には、学生や生徒は辞退できるとの規定があり、申し出れば、柔軟に辞退が認められるが、「SNSでのやりとりが証拠として提出されることもあり、そうしたツールに精通した若い世代が審理に加われれば、より多角的な議論が展開できる」というベテラン裁判官の声で締めくくっている。

朝日新聞

「裁判員『18歳以上』周知不十分 少年法改正で 23年春頃から選出」というタイトルで裁判員の年齢引き下げに反対という印象を受ける。

「重い犯罪を裁く裁判員に選ばれる年齢が、20歳以上から18歳以上に引き下げられる。来年4月の改正少年法施行に伴うもので、再来年から実際に選ばれることになるが、これまで十分に周知されてきたとは言い難い。教育現場からは、法教育の充実や負担への配慮を求める声もある。」という文脈から極めて穏当に批判論を展開することが予想される。

「弁護士は知らなかった」という趣旨のタイトルから、上記読売新聞と同じく、大城聡弁護士の意見を掲載し、「国会審議では、少年法の適用年齢引き下げ問題に多くの時間が費やされ、裁判員年齢の変更について目立った議論はないままだった。」ということから、今回の裁判員の年齢引き下げに反対であることがうかがえる。

そして、高校教員の「発達段階、配慮を」という見解を掲載し、最後に、裁判員制度の設計に関わった国学院大の四宮啓教授の「国は積極的に周知を」という談話で結んでいる。

河北新報

「周知と環境整備が不十分だ」という題で極めて妥当な見解を表明しているのので、全文引用する。逐一コメントする必要がないと思われるからである。

裁判員に選ばれる年齢が4月、現在の20歳以上から18歳以上に引き下げられる。改正少年法の施行に伴うもので、早ければ来年1月以降に作成される裁判員候補者名簿に載り、高校生を含む18、19歳が刑事裁判に参加することになる。

三権の一つである司法権の行使に携わることは、主体的・自律的に社会に関わっていく契機になり得る。多様性の観点からも、若者の感覚が裁判に反映されることは望ましいと言えよう。

だが、対象年齢が引き下げられたことを、当の18、19歳をはじめ、どれだけの国民が知っているだろうか。2009年に始まった裁判員制度の転換点にもかかわらず、周知不足は否めない。法教育の充実をはじめとする環境整備も急務だ。

裁判員は裁判員法に基づき、衆院選の選挙権を持つ人の中から選ばれる。選挙権の年齢は15年の改正公選法で18歳以上に引き下げられたが、裁判員の年齢に関しては、少年法が適用される18、19歳が人を裁くことに対して異論が出て、付則で20歳以上に据え置かれた。

昨年5月、18、19歳の厳罰化を図った少年法改正の際に付則は削除され、裁判員年齢は引き下げられることになった。ところが、国会の審議は少年法に集中し、裁判員年齢

の引き下げについて時間をかけて議論した形跡はない。

法相が年齢の引き下げについて初めて公式に発言したのは昨年11月。それも簡単に事実関係を紹介した程度だった。最高裁は高校生を含む若者向けの広報パンフレットなどで周知を図るというが、ホームページではQ & A方式で簡単に説明しているだけだ。

法教育も十分とは言えない。法務省は全国の高校で出前授業を行っているが、実施は各校の判断だ。高校3年生も裁判員の対象になるのであれば、中学や高校の段階で法律の役割や裁判の仕組みをはじめとする法教育をしっかりと行い、法律の問題を判断できる資質や能力を育む機会を増やすべきだろう。

最高裁によると、20年の裁判員裁判の平均実審理期間は12.1日。裁判員法は学業を理由にした辞退を認めているため、受験や就職活動を控える高校3年生が辞退することはできる。だが、裁判に参加した場合、学校は欠席扱いになるのか。その間の授業は補習などでカバーできるのか。さらに、守秘義務や、殺人などの重大事件で証拠に接した際の心理的な負担も小さくない。それらのフォローをどうするのか。

裁判員は市民の参加によって成り立つ制度だけに、国はなぜ引き下げが必要なのかについて国民の理解を得る必要がある。17日召集の通常国会では、諸課題について審議を尽くし、18、19歳が安心して裁判に参加できるようにしなければならない。

図1 河北新報

学部1回生の裁判傍聴に関するコメント

過去数年にわたり、基礎演習や民法を受講してくれた学生の中で、裁判の傍聴をして感想のレポートを書いてくれる者を募った。そして、応募者には提出してくれたレポートを名前を伏せた上で、何らかの発表で使用することを認めて欲しい旨を伝え、了解を得た中からピックアップして以下に掲載する。

学生A

裁判を傍聴しての感想は、自分が思っていたのよりは割とわかりやすかったことです。ドラマ等では難しい専門用語がでてきて分かりにくいことが多くあるのですが実際に足を運んで傍聴するとスーッと頭の中に入り、難しい用語もそんなに使っていませんでした。そして、私のイメージでは裁判官は本当に判決を言うだけなのかなと思っていましたが裁判官も被告人に対して質問していたので黙っているイメージとは全然違っていました。また、今回一日で8回ほど裁判を傍聴しましたが、毎日これほどの裁判があると思えば本当に驚きです。罪を犯してはならないと改めて実感させられました。私たちは

日々注意して過ごすべきだと思いました。さらに、今回は裁判員制度のDVDを見てとても興味がわきました。一般人である素人の裁判員でも一般の意見を言ったうえで、みんなでまとめて一つの判決になることが裁判員にとって一番重要なことだと感じました。裁判員制度を利用することで一人でも多くの方が社会全体の問題点を考えることによって、社会がよりよい方向に向かっていくのではないかと思いました。なので、私ももし裁判員で選ばれたら絶対してみたいなと思いました。最後に、裁判の傍聴をしに行って実際に行かないと分からないことが多くありました。自分の目でみることによって今後役に立つ経験だと思いました。

図2 学生A

学生B

傍聴していて最初に思ったことは、小さなことでも裁判になるのだな、ということだった。免許停止中の無免許運転や酒気帯び運転なら書類上の手続きのみで処理されてしまうものだと思っていたので、ひとつひとつに判決が言い渡されているのは意外だった。もちろん中には過失致死や住居侵入、窃盗などの損害が大きなものもあったが、小さいこちらのほうが、どちらかという記憶に残っている。わたしが傍聴した中で多かったのが免許停止中の無免許運転だったのだが、本当にこんなことがよくあるのだということにも驚いた。免許がなくとも運転の技術があればしてしまうことなのだろうか、免許を持っていない身からすればわからないが、その発覚によってこんなことになるとは思わないのだろうか。そして、こういったことがどれほど認知されているのか疑問でもあった。また、証人喚問や被告喚問で弁護士、検察が質問をするところを初めて見て、思ったよりも口調は柔らかいものだとも思った。被告人をかばう弁護士ならばわかるが、検察側も責め立てる口調ではなく、淡々と質問が続いていくシーンは想像していた裁判の姿とは違って見えた。実際の裁判で検察や弁護士が動き回って詳細を述べることはない聞いたことはあったからか、そこに疑問は抱かなかつたが、そのあとに見た裁判員裁判のDVDの中では検察や弁護士は動いていたので、むしろそちらのほうに違和感があった。ひとつひとつ、ゆっくりと確かめるように質問を重ねる繰り返しは見ていてあまり面白いものではなかったけれど、それぞれがそれぞれに有利になるような質問をする傾向に関しては興味深くはあった。どの裁判でも弁護士は更生の兆しが見えるような、または反省のうかがえる質問を繰り返していたし、検察は自身の行動が法に触れるものだったことを認識していたのか、という質問が多かった。また、証人喚問に立つ人は被告の夫であったり親であったりと様々だった。沈痛な面持ちで証言台に立つ被告の親を

目にして、こんな形で親を悲しませることはしたくないと強く思った。そして、やはり一番衝撃を受けたのは、屈強な刑務官2人に連れられ、手錠と腰縄姿で現れた被告人の姿を目にしたときだった。若干うつむき加減に法廷に入ってくる被告人の姿は普段目にするものではなかったからか、ここで初めて裁判所に来て「非日常」を目撃したような気がした。住居侵入からの窃盗なんてことはニュースにのぼらないだけでたくさん起こっているであろうに、やはり裁判となると重みが違うように思える。スウェットにサンダル姿の被告人は今まで証言台に立っていた人たちと違うと感じたのは、きつとくたびれた衣服のせいだろう。その後、大きな部屋で裁判員裁判のDVDを見ていて、やはり多くの人がこの制度に対して消極的なのだろうかかと残念に思った。この制度が発足したときに、ニュースを見ていたわたしの両親は通知が来るのであれば行くと言っていたし、わたしももし裁判員に選ばれることがあるならば迷うことなく参加するだろう。国民の義務なのか、国民の権利なのかは人によって見方が違うだろうし、大人ともなればビデオのように仕事が忙しくそれどころではない場合もあるかもしれない。それでも参加しないことで、歩み寄ってきた司法の努力が無駄となってしまうことに申し訳なさにも似た感情が起こる。「権利」なのだから行使しなくてもよいのではないか、という声も聞くが、個人的な考えとしては与えられた権利を放棄することは関与の拒否を意味すると思うので、行くべきだと思っている。堅苦しい言い方をしたが、なによりもなかなかめぐってこないであろう経験のチャンスを自ら捨ててしまうことが、なによりももったいなく感じるのだ。裁判自体は淡々と流れていくように進んでいったのでついていくのに多少は苦労したが、独特の言い方や専門用語の意味を類推するのは面白かった。また、いままで関わったこともなければ今回の傍聴がなければ行くこともなかったであろう裁判所に行き、実際の裁判や裁判員裁判についての学習ができたことはとても有意義だったと思う。持論としてほんやりと裁判員裁判には参加するべきだと思ってきたが、もう少ししっかりと自分の意見が見えたような気がした。

図3 学生B

学生C

今回の裁判傍聴で、一人の人間の半生が決まる瞬間に無料で立ち入っていいのかと思いました。何の関係もない自分たちが傍聴席で裁判を聞いたことは、すごくいい経験になりました。普段何気なく暮らしている間にも、このように裁判が行われていて、一人の人間の人生が決められているということがとても不思議に思いました。傍聴を経験して、罪を起こしてはいけないことを改めて実感することが出来ました。特に、交通違反

で証言台の前に立つことは避けたいと思いました。今回の傍聴では交通違反による裁判が多かったのですが、それぞれの被告人は全員情けなさそうにしていたし、自分の注意次第でどうにかなることが大半なので、気を付けたいと思います。また、法律のことについてもまだまだ無知なので、もっと勉強して、知識を付けてから裁判の傍聴をしたいと思いました。

図4 学生C

学生D

よくドラマとかでみる裁判は白熱していたり、それこそドラマゆえにドラマチックな展開があったりと、見ていて見応えがあるものばかりで面白いと思います。ですが、それはドラマの中の人を楽しませるための脚色であって現実はこのものじゃないと思っていました。だからこそ今回、気付いたこと、感じたことがたくさんありました。

まず、ドラマでは味わえないリアルを改めて実感しました。傍聴した裁判で多かったのが道路交通法違反などの自動車に関する内容のものでした。それは、免許を持つ私にも身近な内容で見ていて「ああ、自分も運転をしていたらあり得るのだな」と自分の運転について考えさせられ、自分がもしその立場だったらと自分を重ねたりもしました。被告人もきっと、まさか自分がその立場になるなんて思ってもみなかったことだと思いました。そして、それに対する後悔と反省の念が背中から感じ取られ、その見せつけられた現実に背筋がゾクッとしました。他にもそれをもっとリアルに感じさせる要因が色々ありました。証人である被告人の家族の話や、被害者の現在の状態、その親族の人の被告人への対応の話などです。検察側の言う「現在」は、テレビで言われる「現在」のような「当時」を指す言葉ではなく、本当に「今このとき」を想像させ、今起こっていることに立ち会っていると、目の前の出来事を鮮明にさせました。過失致死で被害者が死亡しているという裁判も、「この人は裁判が終わっても、それと向き合って生きていくのだ」と思うと、人の死を近くで感じ怖くなりました。だからこそ被告人の涙も、とても重く感じられました。それから私が、一番被告人の未来というものを痛感させられたのが、被告人のお腹に赤ちゃんがいるということを聞いた時でした。その人のお腹には5カ月になる赤ちゃんがいると聞いて、その人の未来を想像しました。「もし、そんな事故を犯していなければどうだったか」と、「事故を起こして、これからの生活はどうなるのか」。そんな2つの未来を想像して、切なくなりました。たった一回の過ち。一瞬の出来事。それが、その人の一生を狂わす、その断片を目の当たりにしたように思いました。

次に私が思い知らされたことは、ドラマより現実にはドラマチックに感じられるということでした。最後の裁判、内容は強要についてで、私は被告人が入ってきたとき目を見て「怖い」と思いました。その前に一度、住居侵入・窃盗の裁判で手錠をはめられ、腰ひもをつけられた被告人を見ていたのに、それ以上の物々しさを感じました。強要と言われても、いまいち内容の想像もつかなかったのに、被告人が入ってきたときに重い内容を想像させました。そして案の定、内容を聞いて驚きました。説明される内容の中で、ピストルという言葉が出てきてまず度肝を抜かれました。日常で生活していてピストルの言葉を聞くのは、テレビの中くらいで、あまりにも突飛に思えました。日本はアメリカなどの銃が自己防衛のために所持できる国と違って、そう簡単にピストルなんて手に入らない国だからこそ、現実では想像できなくて、でも目の前で当たり前のようにその言葉が出てきて唾然でした。そんな自分には想像もつかないような体験をしている人がいる。被害者のその時の恐怖は想像を絶しているのだろうと、ほんやりと想像できたくらいです。そして、検察側の説明も、弁護人の説明も、どちらも内容が明確で、具体的で、でも現実離れしているようで、ドラマの話のようでリアルの話で、だからこそ、作り物より現実にはドラマチックに感じました。口の中に包丁を突っ込まれたというのを、想像してゾッとしました。これがリアルか。被告人と被害者の会話内容を聞いてゾワッとしました。これがどこかで起こっていた出来事かと。自分が知らないだけで、知らないところで自分の想像を絶する出来事がたくさん起こっている、それが現実だと改めて思い知らされました。そんなことがきっと、裁判所には溢れているのだと思いました。自分の身近なことから、自分がまだまだ知らない世界まで、裁判所ではいろんな事例を扱っているのだと知ると、凄いなと思いました。それを裁く法も、法をつくった人、つくっている人、それに携わる裁判官、検察、弁護士なども改めて考えると、頭が良いということを除いても凄いなと思いました。

図5 学生D

学生E

人生ではじめて裁判所に行き、初めての裁判の傍聴をした。テレビでしか見たことのない自分にとって、実際の裁判とはどんなものなのか想像もつかなかった。そして実際に1件目（判決）を見た時、これが裁判なのかと実感した。司法の現場は私たちが普段生活している世界とはまるで別世界のように感じた。張りつめた空気、淡々と進む裁判、傍聴席の向こうには多かれ少なかれ罪を犯した人がいるという事実。そんな中で下された判決は執行猶予がついたものや、懲役刑や禁錮刑だった。かわいそうと個人的に思う

一方、罪の償いのためであるならば仕方ないなとも思ったりもした。

裁判中に自分の傍聴席の隣に座ってくる人が被害者や被告人の家族であったりした。正直自分はびっくりした。傍聴しながら、このひとは今どういう気持ちなのだろうともおもったりした。自分の家族が罪を犯し、司法の現場で裁かれるのを見るのはとてもつらいことだとも思った。実際、2件目のときに隣に座ったのは被告人の長男らしきひとであったし、4件目の時に隣に座ったのは従業員の代表の方であった。また、証人尋問や被告人質問はなぜこんなことをきくのだろう？こんなことを聞いて何になるのか？とと思っていたが、事実関係を正確にしていくために必要なのだとわかった。確かに、裁判官も「ここで発言したことは証拠として使われる」と言っていたし、納得した。証人に宣誓をさせるのも、被告人が再犯をしないように精神的に確約させる効果があるのかもしれないとも思った。

6件目と8件目の審理では、手錠と腰縄をした被告人が現れたことにびっくりした。授業で先生が、事件によっては被告人は手錠と腰縄をしていることがあると言っていたが、実際の手錠と腰縄を見たときはある種の違和感を覚えた。また、初犯ではなく、前科がある被告人もいた。ニュースで「再犯を犯して…」とはよく聞く話だが、それは大都会だけの話とばかり思っていた。でも和歌山でもいることがわかった。正直、懲りないのかな？と思うが、犯罪を繰り返す人は何回でも繰り返すという現実を知った。

刑罰についてもいろいろなことを思った。過去の判例などを基にして懲役や禁錮等を決めているのだろうが、情状酌量による執行猶予をつけるか否かについてはとても難しいところがあるのではないかと思われた。裁判員裁判のDVDでも放火の罪に問われた犯人に対し、執行猶予をつけるのか、つけなくて実刑にするかが大きな争点になったので、執行猶予の問題はとても難しい。それを考慮して判決を下さなければいけないので大変だろうなと思った。

今回、裁判員裁判に関してはDVDを見て法廷見学をしたのみであったが、裁判を傍聴し、もらった資料を読んだ結果、今まで苦手意識のあった司法、法律について少しではあるけれども興味がわいてきたし、また機会があれば裁判を傍聴してみたいとも思った。もし、裁判員候補に選ばれ、裁判員になれるのであればぜひ裁判に参加してみたい。法廷見学は人生で一度あるかないかのいい経験だった。検察官の席、裁判官の席、弁護人の席、書記官の席、被告人の席、それぞれをじっくりみることもできた。また法廷内に大型モニターが設置されていて、事件の要点や状況がよくわかる工夫がされていてよいと思った。だから法律の知識がない人でもわかりやすく、納得できるのだと思う。

それから、もらった資料に載っていた裁判用語の解説はとても役に立った。裁判中にあった甲号証、乙号証、論告求刑、情状などといった言葉の本当の意味を知ることができ、知識を増やすことができた。情状など、ニュアンスは分かるが、本当の意味は知ら

なかったので、知って嬉しかった。また、民事と刑事で意味が変わることもわかった。

今回の裁判についていろいろ思ったことを書いたが、ひとつ実感したことは、自分は知らないだけで、犯罪や事件は身近なところで起こっているということだ。8件目の脅迫事件は栄谷団地で起こった事件ということでびっくりした。(事件の内容は脅迫としかわからなかった。)自分の住んでいる場所の近くで裁判沙汰になるような事件があるとは思ってもみなかったし、想像もつかなかった。

今回見た裁判は交通違反関連が多かったので、二輪を運転するものとして、自分が被害者、加害者にならないように安全運転を励行しようとも思った。

最後に、今回の裁判傍聴は自分のためになることだらけだった。機会があれば再度裁判所に行き、傍聴しようと思う。

図6 学生E

学生F

テレビドラマの「リーガル・ハイ」を見ていたことから、もっとやり取りのある裁判ばかりだと思っていた。しかし、実際は淡々と進む裁判が多くて現実を感じた。また、お昼からの傍聴で被告人が妊娠していることが分かり、少し同情したが検察官から被害者に落ち度がないことを問われたり、裁判官から被害者のお見舞いに行くなら被害者の状態をもっとよく知っておかないと失礼にあたるといった厳しい言葉が飛んだりして、また自分の感情が揺らいだので、裁判官は何にも左右されない公平な判断をしなければいけない職業であることを身をもって感じた。今回の裁判所見学は、実際に法廷を見学でき、本当に貴重な経験となった。今回は道路交通違反の裁判が多かったのと、被告人が事実を認めていたので、淡々としていたと感じた。裁判員制度のDVDにもあったように、まさか自分がと思っている人がほとんどだし、実際私もそうであった。しかし、いつ当たってもおかしくないのも、制度をよく理解しておくことや、世の中の出来事を深く考えていく必要があると思った。

図7 学生F

学生G

裁判員制度は刑事裁判に一般市民の感覚を取り入れようという制度で、裁判員は、選挙権を持つすべての人の中から、抽選で選ばれ、裁判員候補者名簿に載り、その中から、

一年間で行われる裁判において、さらに抽選で裁判員が選ばれる。そして、その裁判当日に、候補者の中からさらに6人に絞られ、その6人が裁判員として裁判に臨みます。裁判所からの抽選の知らせは、一か月半前に自宅に届き、年齢や職業、さまざまな事情を考慮して、認められた場合辞退することが出来ます。記入する質問表は、事前に届くものと当日に記入するものがあり、当日に認められ辞退という形もあります。何度も抽選を繰り返すのは平等性を保つためであり、質問表により辞退が可能なこと、裁判官との相談が可能なことなど、私たちの生活の中で無理のない形で裁判に参加できるような仕組みがあることが分かりました。高校生のころ、裁判員制度についての調べ物をしたときは、この制度については反対でした。たった二日間とはいえ、裁判に参加することで職場に迷惑がかかりますし、いいものではないと考えていました。何より、「世論」の大切さについての考えが浅かったのもそう考えていた理由の一つだと今では思います。日本において司法は、三権の一つであり、その三つが癒着することなく、お互いを抑制しあっています。このように司法は、高度に独立したものであり、国民主権、民主主義の日本においても民意世論の採用が難しいものであります。そんな中で民意を出来るだけ採用しようとするのが裁判員制度であり実に画期的な制度といえます。今回の裁判所見学で、先生がおっしゃっていた学生の方のように、人生観が変わった、とまではいきませんが、自分のものの考え方、司法に対する見方は少なからず変わったと思います。以前からも興味はありましたが、この裁判所見学で、さらに法律に対する興味が大きくなったので、来期は出来れば法律に関する講義を受講させていただいたり、調べ物をするなり、さらに見地を広げたいと思います。

図8 学生G

学生H

裁判の内容は、まず、全体的に落ち着いているという印象が強かった。証人への質問ということもあり、検察側も弁護側も、あまり攻撃的な印象は受けなかった。証人は、ベテランの解剖医らしく、裁判にもこなれた感じで受け応えしていた。落ち着いていると感じたのは、言葉を発しているのが、検察官と弁護人、裁判長と証人の4人だけだったからだと思う。加えて、誰かが話しているときは、あまり関係のない話でも、その人が話し終わるまで誰も話さないからだと思う。証拠の説明の時は、ディスプレイに証拠そのものが写真で提示された。今回の事件では血が出ることもなかったため、あまり感じなかったが、もし、刺殺などの場合、その証拠を見なければならぬと思うと、裁判員も大変だと思った。その裁判員は、みな社会人ではあると思われるが、様々だった。

若めの金髪の30代前半ぐらいの男性や、40代か50代ぐらいの女性など、まさに無作為という感じだった。また、裁判長の時間管理はしっかりしており、60分と言えば本当にほぼぴったり60分で休憩を入れていた。そうして、あまり疲れることもなく裁判に集中できた。裁判当事者がそれぞれ健康に裁判に臨むために重要な事であると思うので、裁判で公正な判断のできるように努力していることがうかがえた。裁判員は、事件によっては、酷い証拠を見たり、人の刑を考える難しい立場ではあるが、もし選ばれたら、ぜひ行きたいと今回の傍聴で感じた。

図9 学生H

学生I

実際の裁判所に行く機会はほとんどないので、裁判を傍聴できて良い経験ができたと思う。今回私が傍聴したのは、殺人事件の裁判だった。被害者は暴力団関係の人物であり、被告人に日ごろから暴力を振っていたという。そしてある日暴力がエスカレートし、被害者が「ドス（いわゆる短刀）を持ってこい。この手で殺してやる。」と知人の人に頼んだらしい。それを聞いた被告人が命の危険を感じ、共犯者とともに被害者を殺害したという事件だ。ちなみにその後被告人は、暴力団の報復を恐れて被害者の死体遺棄をしたり、詐欺や窃盗までしている。この事件の裁判を傍聴したが、生の裁判を傍聴して私は様々な衝撃があった。

一つ目は、裁判では当たり前なことだと思うが、どんな理由であれ殺人を犯した人物が自分と同じ空間にいることが、私としては衝撃だった。警備の人がいるとはいえ、人を殺した人物が目の前にいることに、自分としては恐怖を感じてしまった。そして検事の話の聞いているときも、弁護士の話の聞いているときも、被告人が何を思っているのか気になり、何度か表情を確認してしまった。これも生の現場でしかわからない感覚だったと思う。これが私の一つ目の衝撃だ。

二つ目の衝撃は、様々な人がいたことだ。昔テレビドラマで見た裁判の傍聴席は全員前を向いて裁判をきいているものだった。だが実際は違った。例えば、殺人の裁判をしているにもかかわらず、私の隣に座っていた女性はいびきをかいて寝ており、非常に不快だった。私の前に座っていた男性は、しきりに裁判の内容をメモしていたし、裁判員の一人はスーツではなく、ラフな格好で裁判を受けていたりもしていた。自分の裁判のイメージと、前述した内容のような現場の生の裁判と少し違ったことが、自分としては衝撃の一つだった。これが衝撃の二つ目だ。

三つ目の衝撃は、検察側と弁護人の話だ。検察側の話から傍聴したわけだが、検察側

の話だけ聞いていると、被告人は極悪な犯罪者のように聞こえた。被害者側に落ち度もあったとはいえ、被告人が被害者の首を絞めた話や、その後の死体遺棄、そして窃盗や詐欺を繰り返した話などを挙げていた。そして懲役14年が正当であると検察側が主張した。ここまで聞いていた私は、妥当な判決だと思っていた。だが、弁護側話を聞いて非常に迷った。前述したように、被害者は一方的に暴力をふるい、ドスを知人に要求したので、被告人は命の危険を察知し正当防衛のため首を絞めたと弁護側は主張している。さらに当時被告人は幻覚など精神的に不安定であることも述べ、事実と嘘の供述を使い分けて述べる能力は被告人にはないとした。さらに被告人は数か月被害者のせいで、無給で働かされており、窃盗や詐欺を認めるわけではないが、念頭においてほしいとした。そして最終的に弁護側は、刑法では正当防衛は認められているので、殺人罪は撤回すべきだとした。あと殺人罪がもし適用されても、14年は長すぎるとし、減刑を求めている。このように弁護側話を聞くと、殺されそうだったのは被告人であり、殺人は故意に行ったものではないとも考えられる。生の裁判を聞いた私は、「もし私が裁判長だったらどのような判決を下すか。」ということを考えていたが、この対立する二つの話を聞いていると、どのような判決が正しいのか全く分からなくなってしまった。話を聞けばなんとなく判決は自分の中でするだろうと思っていたが、まったくでなかったのが衝撃だった。

以上の三つの衝撃が裁判の傍聴の時にあった。これはテレビのドラマの裁判などでは得ることはできず、実際に生の裁判を見ないとわからない感覚だと思う。このような経験ができ、非常に有意義だったと感じる。

また私は、実際の裁判の傍聴は法学教育によいか考えてみた。私は、法律を扱う道に進みたい人には非常に良いと考える。真剣に法学を学びたい学生でない場合、退屈して他の生徒と裁判中に会話したりして、裁判の邪魔をするかもしれない。だが本気で真剣に目指している学生にとっては、とてもいい経験になるだろう。検察や弁護士になりたい学生は、どのようにして検察なら弁護士より、弁護士は検察より納得のいく話を、裁判官や傍聴席に主張できるかを学べるだろう。また裁判官になりたい学生は、検察と弁護士の話を聞き、双方の意見をまとめ、最も妥当な判決を下す能力を自分で考える機会もできるだろう。大学生だけでなく、高校生も裁判の傍聴を通じた法学教育があると聞いたが、本格的な法律の詳細は大学から学んだりできると。だから高校生の時点で、実際に裁判を見てどのようなことをしているか、そして生の裁判はどのようなものかを感じておくのは、今後本格的に法学を学ぶことを手助けできるものになるだろう。よって私は実際の裁判の傍聴は非常に法学教育によいと感じた。

図 10 学生 I

学生 J

私は、裁判所に到着したときに、裁判所の建物は、前からイメージしていたとても古くて歴史のある建物と思っていたが、とても綺麗で都会にあるマンションのような感じがした。裁判所見学の後、庁舎について調べてみたのだが、2014年1月14日から新庁舎が使われたということであって最近建てられたのである。建物の中もとても綺麗で、エレベーターがあるなど自分の想像していた裁判所のイメージが覆された。私が傍聴した法廷は、テレビで見ていた法廷よりもかなり小さく、傍聴席と被告人との距離が少ししか無かったので、一番前に座っていた私はとても緊張していた。裁判長の隣に裁判官がいなかったのも自分が思っていたことと違うものであった。裁判が始まると終始緊迫した空気に包まれたので、裁判が終わるごとに法廷を出て軽く気持ちを落ち着かせていた。第一回目の裁判では、無免許運転による道路交通法に違反して5ヶ月の懲役を言い渡された。第一回の裁判が終わってから公判は、10分程度で終わってとても早いと思った。第二回目の裁判は80歳くらいのおじいさんが隣人に抱きついて接吻したとして、強制わいせつ罪により懲役1年と3年の執行猶予が言い渡されていた。執行猶予は、与えられた期間内に新たに罪を犯すと新たに犯した罪と合わせて刑務所に入らなければならないのである。また、おじいさんの息子が、被告人が二度と同じことをしないと約束していた。またここで私は、裁判長が被告人に判決を言い渡す際に、おじいさんに聞こえるようにゆっくりと、はきはきと判決を言い渡していたことに気づいた。第三回目の裁判では、悲しそうに女性が泣いていて、証言台の前に立っていた。この女性は自動車運転過失致死罪で禁錮1年6ヶ月と3年間の執行猶予が言い渡されていた。事件の原因は、暗くなった道で自動車を運転していて、安全不注意により事故を起こしてしまい被害者を死亡させてしまったのである。また、この女性は遺族の間で和解していて、また被告が賠償を負担しており、現在は父親が被告の生活を見ているなど、これらのことは、量刑を決める判断となった。

図 11 学生 J

おわりに

法学教育に裁判の傍聴は有効である。これは2015年の拙稿で述べているが、本稿でも同じ結論である。大学院生・学部3年生・学部4年生・学部1年生に自由コメントのアンケートをしたが、全て同趣旨であった。

裁判員に選任された場合、法学教育を受けていたことは有益であり、マスコミの主張でも環境整備が訴えられており、それがまさに法学教育の充実であると考えている。そして、法学教育の

一環として、裁判の傍聴は裁判員になる際の事前学習としては極めて有益である。上掲の学部1回生の裁判傍聴に関するコメントを読んでもらえれば納得してもらえるはずである。

なお、マスコミの主張している通り、裁判員年齢の引き下げは唐突であった。また、なぜ20歳以上であったのを18歳以上とするのかという点についての合理的な説明がなされていない。選挙人名簿から裁判員候補者を選抜するに当たり、選挙権が20歳以上から18歳以上に改定されたので、事務的に簡易にするため、裁判員の年齢を変更したのではないかという反論に答えられないのではなかろうか。この点に関して国会で十分審議すべきであったのに、なされないまま、年齢引き下げになったという過程は批判されても当然である。ただ、現実には正当な理由を述べて裁判員を辞退することは可能であり、学生は辞退することもできる。また、18歳や19歳であっても裁判員を務めることは貴重な体験であるといえよう。学業や仕事に支障がなければ裁判員を務めることを奨励しても良いのではないかという考え方もできる。そのためには、法学教育の充実、とりわけ裁判の傍聴が有益ではなかろうか。

参考文献

吉田雅章「FD活動と『PL法』」『経済理論』295号, 2000年

吉田雅章「和歌山大学におけるFDの実践報告」『京都大学高等教育研究第6号』, 2000年

吉田雅章「公開授業『日々のくらしと法律』と授業改善」『メディア教育開発センター研究報告第21号』, 2001年

吉田雅章「法学教養科目における授業改善」『経済理論』302号, 2001年

吉田雅章「組織のFD活動と個人の授業改善」『京都大学高等教育研究第7号』, 2001年

吉田雅章「和歌山大学における公開授業」『京都大学高等教育研究第8号』, 2002年

吉田雅章「法学系科目の授業改善と学生参加型授業参観プロジェクト」『和歌山大学経済学会・研究年報第14号』, 2010年

吉田雅章「大学院におけるFD(授業改善)」『経済理論』380号, 2015年